大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援）産休代替臨時的任用職員及び育休代替任期付職員（福祉職員）募集要項

1　募集人数等

募集人数：１名

募集資格：福祉職員

2　業務内容

・大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援）において、生活保護法等に基づくケースワーク業務を行う。

・主な業務内容は、訪問・調査、指導・指示、保護決定、その他関連業務に関することで、窓口業務、電話対応、書類整理保存、資料作成、パソコン入力作業なども含まれます。

3　応募資格

社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者。

ただし、地方公務員法第 16 号各号に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。また、社会福祉主事任用資格を有するには、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することを要します。

（ア）　社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（１～２ページ参照）のうち、大学（短期大学を含む）において３科目以上履修し、卒業すること。

（イ）　社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。

（ウ）　社会福祉士又は精神保健福祉士。

厚生労働大臣の指定する科目

【昭和 25 年～昭和 56 年卒業者】

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

【昭和 56 年～平成 11 年卒業者】

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事

業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成 11 年～平成 12 年卒業者】

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成 12 年～現在までの卒業者】

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読み替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

令和２年３月６日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替え範囲等を確認してください。

① 当該改正以前に読み替えられた科目について、なお従前の例によることができることとされています。

② 大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

（参考）

地方公務員法第 16 条（抜粋）

【欠格事項】

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１，拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

2，当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4，日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　任用期間

令和８年 12 月１日（火）から令和 11 年 11 月 30 日（金）まで

産休代替臨時的任用職員期間：令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月 30（土）まで

育休代替任期付職員期間：令和９年１月 31 日（日）から令和 11 年 11 月 30 日（金）まで

※本務職員の産前産後休暇期間は「臨時的任用職員」として任用を開始し、育児休業期間の開始日から「任期付職員」に任用を切り替えます。

なお、それぞれの任用期間については、産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更となる場合があります。

また、育児休業取得者の都合により、育児休業期間が変更となった場合にも、任用期間を変更することがあります。

5　勤務条件等

（１）勤務時間

午前９時から午後５時 30 分まで（休憩時間 45 分含む）

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日～１月３日)

（３）勤務場所

淀川区役所保健福祉課（生活支援）３階 33 番

大阪市淀川区十三東２丁目３番３号

（４）給料

産休代替臨時的任用職員：月額 238,496 円（地域手当含む。令和８年４月現在）

育休代替任期付職員：月額 264,016 円（地域手当含む。令和８年４月現在）

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更されることがあります。

※時間外勤務は、勤務実績に基づき翌月支給します。

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※通期手当・期末勤勉手当・扶養手当・住居手当などは、本市職員基準により支給しま

す。

（５）年次休暇

産休代替臨時的任用職員としての任用期間：３日間

育休代替任期付職員としての任用期間：５日間（予定）※令和９年３月 31 日まで

※令和９年４月１日以降は、任用期間に準じた休暇日数を付与

なお、任用根拠法が異なる場合、期間の前後により付与日数が変更となる場合があります。

（６）社会保険等

産休代替臨時的任用職員としての任用期間中は、大阪市職員共済組合（健康保険相当）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

育休代替任期付職員としての任用期間中は、大阪市職員共済組合に加入し、年金・健康保険相当が適用となります。

（７）その他

上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

6　選考方法

次の２つの方法により得られた結果により選考します。

（１）筆記試験（論文）

下記テーマについてあなたの考えを述べてください。

論文テーマ：生活保護の被保護者に対して、どのような支援をしていけばよいと思うか。

論文字数：400 字程度

提出用紙：指定の論文用原稿用紙

提出方法：申込書類とともに、申込期間内に提出

（２）口述（面接）試験（10 分程度）

日程：令和８年 11 月 19（木）

場所：大阪市淀川区十三東２丁目３番３号　淀川区役所５階 504 会議室

※集合時間等については、通知書もしくは電話にて連絡いたします。

※集合時間より 30 分以上遅刻した場合は受験できません。

7　申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

１．淀川区役所保健福祉課（生活支援）産休代替臨時的任用職員及び育休代替任期付職員（福祉職員）任用試験受験申込書：１通

※過去３ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。
２．社会福祉主事任用資格の確認ができる書類の写し：１通
※社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書
※社会福祉主事任用講習会受講修了証明書
※社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等
※大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目でも適用することができますので、大学等に確認してください。
３．論文用原稿用紙（上記論文テーマについて記載したもの）：１枚
４．任期に関する承諾書兼申立書：１通
５．「受験案内」送付用の定形封筒（長形３号）：２通
※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。

8　採用申込書の受付期間等
（１）持参する場合
ア．申込み期間
令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 13 日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前９時から午後５時まで
イ．提出書類受付場所
淀川区役所保健福祉課（生活支援）３階 33 番
〒532－8501 大阪市淀川区十三東２丁目３番３号
（２）郵便等で送付する場合
ア．申込み期間
令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 13 日（金）まで（当日必着）
※「生活支援担当 採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。
イ．提出書類送付先
上記（1）イと同じ

9　受験案内の送付
口述試験の集合時間等の詳細については、令和８年 11 月 16 日（月）に通知を受験者宛てに発送します。
なお、令和８年 11 月 18 日（水）15 時までに受験案内が届かない場合は、淀川区役所保健福祉課（生活支援）あて電話連絡してください。

10　結果通知

筆記試験、口述試験を総合的に判定し採用を決定します（合否基準を定めています)。
結果については、受験者全員に通知します（令和８年 11 月 24 日（火）発送予定)。
なお、令和８年 11 月 27 日（金）までに結果通知が届かない場合は、淀川区役所保健福祉課（生活支援）へ連絡ください。
採用にならなかった方で合格基準以上の成績の方については、令和 11 年 11 月 30 日（金）まで任用候補者名簿に登録し、期間中に欠員が生じた場合に連絡させていただきます。

11　その他

1. 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽が認められた場合は合格を取り消すことがあります。

2. 本選考において提出された書類等は、受付後返却しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

3. 口述試験集合時間より 30 分以上遅刻した場合は受験できません。

12　問い合わせ先

淀川区役所保健福祉課（生活支援）３階 33 番　担当：新熊、高砂
〒532-8501　大阪市淀川区十三東２丁目３番３号
電話：06-6308-9872